

令和7年10月8日
中国運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月8日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1
代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（10営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
広島	高屋	5両×18日 1両×20日	山口	田布施	1両×144日
広島	大朝	1両×115日	山口	三隅	1両×141日
岡山	勝央	1両×80日 1両×79日	鳥取	用瀬	1両×149日
岡山	津賀	1両×142日	島根	三刀屋	1両×38日
岡山	川上	2両×75日	島根	今福	1両×41日

3. 処分日

令和7年10月8日（水）

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：水谷^{みづたに}、倉田^{くらた}、廣本^{ひろもと}

TEL：082-228-3460